

議 第 73 号

令和2年10月22日

令和3年度（2021年度）教職員異動方針について

令和3年度（2021年度）教職員異動方針について、別紙のとおり制定したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

（提出理由）

熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）  
第1条第5号の規定により議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 令和3年度（2021年度）教職員異動方針（案）

熊本市教育委員会

本市教育委員会は、学校教育の充実振興を図るため、次の方針の下に異動を行う。

- 1 全市的視野に立ち、勤務実績に基づき計画的に適材を適所に配置する。
- 2 職員組織の適正化のため、人事交流を積極的に行う。
- 3 校長、園長及び教頭の人事については、指導運営能力等を総合的に勘案の上、適材を確保し、適所に配置する。
- 4 新規採用教職員については、適材を確保し、将来にわたっての育成も考慮しながら適所に配置する。

## 令和3年度(2021年度)熊本市立幼稚園教職員異動細則(案)

### 1 定義

この細則において「教職員」とは、市立幼稚園に勤務する園長及び教諭をいう。

### 2 教諭の転任等について

- (1) 勤務実績に基づき、教諭の適性や能力の発揮に留意する。
- (2) 園運営面から教諭の免許、指導力、性別、年齢、経歴等を考慮し、適材を適所に配置する。
- (3) 現任園勤務が3年以上の者を原則として異動の対象とし、現任園に引き続き7年以上勤務の者については、優先的に異動を行う。
- (4) 同一園に三親等以内の者が勤務しないように考慮する。
- (5) 特別支援教育の充実と振興を図るため、適材の確保に努め、その配置に留意する。
- (6) 小学校との校種間交流を行う。
- (7) 地域社会における信望、その他の見地から本人の環境を変える必要がある場合は、異動を考慮する。

### 3 管理職の任用について

園長は、全市的視野に立ち、人物、教育的識見、園経営能力、指導力等を総合的に勘案し、適材を確保し、適所に配置する。

### 4 新規採用について

教諭の採用は、採用候補者名簿に登載された者の中から行う。

## 令和3年度（2021年度）熊本市立小中学校教職員異動細則（案）

### 1 定義

この細則において「教職員」とは、市立の小学校又は中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員をいう。

### 2 教職員（校長及び教頭を除く。）の転任等について

- (1) 勤務実績に基づき、教職員の適性や能力の発揮に留意する。
- (2) 学校運営面から教職員の免許、指導力、性別、年齢、経歴等を考慮し、適材を適所に配置する。
- (3) 初任以来3年経過した者については、原則として異動（熊本県との研修交流による他管内への異動を含む。）を行う。なお、熊本県との研修交流の対象者は、教諭のみとする。
- (4) 次の者については優先的に異動を行う。
  - ア 現任校に引き続き7年以上勤務の者
  - イ 同一地域内に引き続き15年以上勤務の者
  - ウ 初任校から(3)により他校種の学校に異動し、その学校で3年以上勤務の教諭
  - エ 通常学級担当として勤務した初任校から(3)により特別支援学級担当として他の学校に異動し、その学校で3年以上勤務の教諭
- (5) 次の者については、原則として異動を行わない。
  - ア 同一校勤務2年未満の者
  - イ 初任以来3年未満の者
- (6) 同一校に三親等以内の者が勤務しないように考慮する。
- (7) 特別支援教育の充実と振興を図るため、適材の確保に努め、その配置に留意する。
- (8) 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等との校種間交流を行うとともに、国や県等との交流も推進する。
- (9) 学校全体の刷新を必要とする場合は、適切な措置を考慮する。
- (10) 地域社会における信望、その他の見地から本人の環境を変える必要がある場合は、異動を考慮する。

### 3 管理職の任用について

- (1) 校長及び教頭は、全市的視野に立ち、人物、教育的識見、学校経営能力、指導力等を総合的に勘案し、適材を確保し、適所に配置する。
- (2) 校長及び教頭は、市立の学校のほか、熊本県との研修交流により他管内に配置する。

### 4 新規採用及び配置について

- (1) 教職員の採用は、各採用候補者名簿に登載された者の中から行う。
- (2) 上記(1)により採用した教職員については、全市的視野に立ち、一定規模以上の学校に配置することを原則とする。

## 令和3年度(2021年度)熊本市立高等学校及び専修学校教職員異動細則(案)

### 1 定義

この細則において「教職員」とは、市立高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭及び実習助手並びに市立総合ビジネス専門学校に勤務する校長、教頭及び教員をいう。

### 2 教職員(校長及び教頭を除く。)の転任等について

- (1) 勤務実績に基づき、教職員の適性や能力の発揮に留意する。
- (2) 学校運営面から教職員の免許、指導力、性別、年齢、経歴等を考慮し、適材を適所に配置する。
- (3) 現任校勤務が3年以上の者を原則として異動の対象とし、現任校に引き続き7年以上勤務の者については、優先的に異動を行う。
- (4) 同一校に三親等以内の者が勤務しないように考慮する。
- (5) 中学校及び特別支援学校との校種間交流を行う。

### 3 管理職の任用について

校長及び教頭は、人物、教育的識見、学校経営能力、指導力等を総合的に勘案し、適材を確保し、適所に配置する。

### 4 新規採用について

教職員の採用は、採用候補者名簿に登載された者の中から行う。

## 令和3年度(2021年度)熊本市立特別支援学校教職員異動細則(案)

### 1 定義

この細則において「教職員」とは、市立特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、実習助手及び事務職員をいう。

### 2 教職員(校長及び教頭を除く。)の転任等について

- (1) 勤務実績に基づき、教職員の適性や能力の発揮に留意する。
- (2) 学校運営面から教職員の免許、指導力、性別、年齢、経歴等を考慮し、適材を適所に配置する。
- (3) 現任校勤務が3年以上の者を原則として異動の対象とし、現任校に引き続き7年以上勤務の者については、優先的に異動を行う。
- (4) 同一校に三親等以内の者が勤務しないように考慮する。
- (5) 小学校、中学校及び高等学校との校種間交流を行う。
- (6) 地域社会における信望、その他の見地から本人の環境を変える必要がある場合は、異動を考慮する。

### 3 管理職の任用について

校長及び教頭は、人物、教育的識見、学校経営能力、指導力等を総合的に勘案し、適材を確保し、適所に配置する。

令和3年度(2021年度) 熊本市立小中学校教職員異動細則(案) 新旧対照表

改正(案)	現行
<p>2 教職員(校長及び教頭を除く。)の転任等について</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 初任以来3年経過した者については、原則として異動(熊本県との研修交流による他管内への異動を含む。)を行う。なお、熊本県との研修交流の対象者は、教諭のみとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(4) 次の者については優先的に異動を行う。</u></p> <p>ア 現任校に引き続き7年以上勤務の者</p> <p>イ 同一地域内に引き続き15年以上勤務の者</p> <p>ウ 初任校から(3)により他校種の学校に異動し、その学校で3年以上勤務の教諭</p> <p>エ 通常学級担当として勤務した初任校から(3)により特別支援学級担当として他の学校に異動し、その学校で3年以上勤務の教諭</p> <p><u>(5) 次の者については、原則として異動を行わない。</u></p> <p>ア 同一校勤務2年未満の者</p> <p>イ 初任以来3年未満の者</p> <p><u>(6) 同一校に三親等以内の者が勤務しないように考慮する。</u></p> <p><u>(7) 特別支援教育の充実と振興を図るため、適材の確保に努め、その配置に留意する。</u></p> <p><u>(8) 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等との校種間交流を行うとともに、国や県等との交流も推進する。</u></p> <p><u>(9) 学校全体の刷新を必要とする場合は、適切な措置を考慮する。</u></p> <p><u>(10) 地域社会における信望、その他の見地から本人の環境を変える必要がある場合は、異動を考慮する。</u></p>	<p>2 教職員(校長及び教頭を除く。)の転任等について</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>平成25年度以降に採用された者であって、初任以来3年経過した者については、</u>原則として異動(熊本県との研修交流による他管内への異動を含む。)を行う。なお、熊本県との研修交流の対象者は、教諭のみとする。</p> <p><u>(4) 平成26年度末までに初任以来3年経過した教諭であって、これまで他管内に配置されていない者については、原則として他管内への配置を行う。</u></p> <p><u>(5) 次の者については優先的に異動を行う。</u></p> <p>ア 現任校に引き続き7年以上勤務の者</p> <p>イ 同一地域内に引き続き15年以上勤務の者</p> <p>ウ 初任校から(3)により他校種の学校に異動し、その学校で3年以上勤務の教諭</p> <p>エ 通常学級担当として勤務した初任校から(3)により特別支援学級担当として他の学校に異動し、その学校で3年以上勤務の教諭</p> <p><u>(6) 次の者については、原則として異動を行わない。</u></p> <p>ア 同一校勤務2年未満の者</p> <p>イ 初任以来3年未満の者</p> <p><u>(7) 同一校に三親等以内の者が勤務しないように考慮する。</u></p> <p><u>(8) 特別支援教育の充実と振興を図るため、適材の確保に努め、その配置に留意する。</u></p> <p><u>(9) 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等との校種間交流を行うとともに、国や県等との交流も推進する。</u></p> <p><u>(10) 学校全体の刷新を必要とする場合は、適切な措置を考慮する。</u></p> <p><u>(11) 地域社会における信望、その他の見地から本人の環境を変える必要がある場合は、異動を考慮する。</u></p>